

現 行	改 正 後
第1条（目的） この約款（以下「本規定」といいます。）は、お客様がインヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます。）に委託して行う株式会社東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）の取引所為替証拠金取引（以下「本取引」といいます。）について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めとします。 第2条（本取引の開始） お客様は、当社のホームページ上で提供される勧誘方針、個人情報の利用目的、個人情報保護宣言（プライバシー・ポリシー）、取引報告書等の電子交付に関する同意書、市場デリバティブ取引に係るご注意、取引所為替証拠金取引説明書（以下「説明書」といいます。）、為替証拠金取引口座設定約諾書（以下「約諾書」といいます。）、本規定および確認書に従って取引を行うことを承諾したうえで、当社に対し本取引開始の申込をします。 当社がその申込を審査のうえ承諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができ、当社はお客様の本取引を受託するものとします。 （新 設） （新 設） 第3条（自己責任およびリスクの確認） 本取引を行うにあたり、お客様は、当社よりあらかじめ受領した市場デリバティブ取引に係るご注意、説明書、約諾書、本規定および確認書、その他当社の提示した書類を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえで、金融商品取引法その他の関連する法令諸規則等を遵守し、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。 （省 略）	第1条（目的） 本約款（以下「本規定」といいます。）は、お客様がインヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます。）に委託して行う株式会社東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）の取引所為替証拠金取引（以下「本取引」といいます。）について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めとします。 第2条（本取引の開始） お客様は、当社ホームページの口座開設お申込みフォームにある以下の書面等について熟読し、かつ、十分に理解したうえで、同意・承諾いただき、当社に対し本取引の開始を申込むものとします。 ・取引報告書等の電子交付に関する同意書 ・勧誘方針、個人情報の利用目的、個人情報保護宣言（プライバシー・ポリシー） ・市場デリバティブ取引に係るご注意 ・為替証拠金取引口座設定約諾書（以下「約諾書」といいます。） ・取引所為替証拠金取引説明書（以下「説明書」といいます。） ・取引所為替証拠金取引に関する約款（本規定） ・反社会的勢力ではないことの確約書 ・確認書 （1）当社がその申込を審査のうえ承諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができ、当社はお客様の本取引を受託するものとします。 （2）お客様は、前号の諸届出事項に変更があった場合、当社に対し直ちに通知するものとします。 （3）本取引のお申込み者がお客様本人であることを証するため、お客様は、当社に本人確認書類等をご提出いただくものとします。また、外国籍のお客様は、在留期限および在留資格等が確認できる書類もあわせてご提出いただくものとします。本人確認書類等について詳しくは当社ホームページをご確認ください。 第3条（自己責任およびリスクの確認） お客様は、本取引を行うにあたり、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえで金融商品取引法その他の関連する法令諸規則等を遵守し、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。 （現行どおり）

現 行	改 正 後
第5条（口座の開設） お客様は、<u>口座の開設申込にあたっては</u>、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。 （省 略） 第8条（本取引に係るサービスの提供方法） お客様は、<u>当社が本取引に係る次の各号に掲げる事項を含む全てのサービス（以下「本サービス」といいます。）について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供することに同意するものとします。</u> （省 略） 2 お客様は、<u>本サービスを利用するに際しては</u>、本サービスに対応する機器および回線をお客様の責任で準備するものとします。本サービスの規格変更等により、お客様の使用している機器または回線が本サービスに対応することができなくなった場合において、<u>当社はお客様のために本サービスに対応した機器または回線を準備する義務を負わないこととします。</u> （省 略） 第20条（事故の取扱い） 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第118条および第119条に規定する事故（以下「事故」といいます。）が発生した場合、当該事故の結果と当該事故が発生しなかった場合の本来の結果との差額について、<u>次の通り処理するものとします。</u> （1）お客様が益勘定となった場合は、<u>原則として</u>、当該益金相当額をお客様の証拠金預託額から差引きます。 （省 略） 第21条（取引の制限・禁止行為） （省 略） 4 お客様は、<u>マイ</u>ページのお客様情報を最新に保つこととします。お客様情報画面の必要記載事項が入力されていない場合、また、最新の情報に更新されていないと当社が判断した場合、当社はお客様の取引を制限できるものとします。 （省 略）	第5条（口座の開設） <u>当社は、口座開設基準について以下の各号に定めます。</u>お客様は、<u>口座開設のお申込みにあたり</u>、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。 （現行どおり） 第8条（本取引に係るサービスの提供方法） 当社は<u>本取引に係る次の各号に掲げる事項を含む全てのサービス（以下「本サービス」といいます。）について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供します。</u> （現行どおり） 2 お客様は、<u>本サービスを利用する際には</u>、本サービスに対応する機器および回線をお客様の責任で準備するものとします。本サービスの規格変更等により、お客様の使用している機器または回線が本サービスに対応することができなくなった場合において、<u>当社はお客様のために本サービスに対応した機器または回線を準備する義務を負いません。</u> （現行どおり） 第20条（事故の取扱い） 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第118条および第119条に規定する事故（以下「事故」といいます。）が発生した場合、当該事故の結果と当該事故が発生しなかった場合の本来の結果との差額について、<u>原則、次の通り処理します。</u> （1）お客様が益勘定となった場合は、当該益金相当額をお客様の証拠金預託額から差引きます。 （現行どおり） 第21条（取引の制限・禁止行為） （現行どおり） 4 お客様は、<u>My</u>ページのお客様情報を最新に保つこととします。お客様情報画面の必要記載事項が入力されていない場合、また、最新の情報に更新されていないと当社が判断した場合、当社はお客様の取引を制限できるものとします。 （現行どおり）

現 行	改 正 後
第27条（免責事項） 次の各号に掲げる損害について、当社は免責されるものとします。 （省 略） 第31条（解約） お客様から解約の申出があった場合、本規定は解約されるものとします。 2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第3項第2号に該当した場合、第25条の規定に違反した場合、第26条第1項または第28条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社はお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。 （1）お客様が当社との契約条項に違反した場合。 （2）本取引口座が、お客様の意思によらずに開設された場合および仮名、借名または成りすまして開設されたと当社が判断した場合。 （3）本取引口座が、法令違反や公序良俗に反する行為に利用され、または利用される恐れがあると当社が判断した場合。 （4）当社がおお客様の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じない場合。 （5）お客様が、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な改変または操作を行ったと当社が判断した場合。 （新 設） （6）やむを得ない事情により、本取引口座を解約すべきであると当社が判断した場合。 （7）お客様が、本取引を行うことが不適当であると当社が判断した場合。 （新 設） （省 略） 第33条（適用法） 本規定は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されることとします。 （省 略）	第27条（免責事項） 次の各号に掲げる損害については、<u>本取引の注文および執行がおお客様の希望通り行えなかった場合のおお客様の損害を含み、</u>当社は免責されるものとします。 （現行どおり） 第31条（解約） お客様が当社に解約の申出をしたとき、本取引口座は解約されるものとします。 2 お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第5条第3項第2号に該当した場合、第25条の規定に違反した場合、第26条第1項または第28条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本取引口座を解約できるものとします。また、当社は、<u>本取引口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</u> （1）お客様が当社との契約条項に違反したとき （2）本取引口座が、お客様の意思によらずに開設された場合および仮名、借名または成りすまして開設されたと当社が判断したとき （3）本取引口座が、法令違反や公序良俗に反する行為に利用され、または利用される恐れがあると当社が判断したとき （4）当社がおお客様の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じないとき （5）お客様が、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な改変または操作を行ったと当社が判断したとき （6）<u>満年齢が75歳以上のお客様で、当社が年1回本取引継続のご意思について確認を求めた際に、継続を希望しないご回答をいただいたとき</u> （7）お客様が、本取引を行うことが不適当であると当社が判断したとき （8）<u>やむを得ない事由により、本取引口座を解約すべきであると当社が判断したとき</u> （9）<u>その他説明書に記載の解約事項に該当したとき</u> （現行どおり） 第33条（適用法） 本規定は、日本国の法律により解釈されるものとします。 （現行どおり）

現 行	改 正 後
第35条（その他） 本規定に定めのない事項が生じたとき、または本規定の履行および解釈に<u>おいて疑義を</u>生じたときは、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。 附則 本規定は、2024年6月3日より施行する。 （2024年5月29日 作成）	第35条（その他） 本規定に定めのない事項が生じたとき、または、<u>本規定の履行および解釈に疑義が生じたときは、お客様当社双方が誠意をもって協議し、</u>円満解決を図るものとします。 附則 本規定は、2025年3月31日より施行する。 （2025年3月28日 作成）